

軽水炉燃料の破壊試験・照射後試験等に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

原子炉で照射した高燃焼度燃料を対象とし、原子炉安全性研究炉(以下「NSRR」と記す)を用いた反応度事故模擬試験、冷却材喪失事故模擬試験等を実施している。

本仕様書は、同試験等に関する破壊試験、照射後試験等業務及びそれに関するデータ整理等の業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

本仕様書に定める事項の他、機器取扱方法及び放射線作業内容等を十分理解のうえ本業務を実施するものとする。本業務に係る主な作業内容は、以下のとおりである。

(1) 安全研究棟、安全工学試験棟、等で実施する破壊試験、NSRR、燃料試験施設、第4研究棟、廃棄物安全試験施設、等で実施する照射後試験、並びにこれらに付随する試験及び作業に係る業務

- ① 試験を効率的に実施するための工程作成、管理
- ② 作業担当者、作業者としての試験及び作業の実施
- ③ 作業責任者としての試験及び作業の確認
- ④ 試験データの整理、評価
- ⑤ 燃料被覆管を対象とした破壊試験等の作業要領書及び報告書等の書類作成
- ⑥ 工程及び試験データベースへのデータ入力、編集作業
- ⑦ 上記作業に係る報告書、マニュアル、発表資料、データシート等の作成
- ⑧ 上記各種業務全体の統括

(2) 試験に必要な機器類の保守管理

- ① 試験に必要な機器類の保守管理
- ② 試験機器類の購入、管理に必要な契約書類、安全管理書類等の業務
- ③ 試験に用いる計算機類へのソフトウェア導入
- ④ 試験に用いる計算機類のソフトウェア更新
- ⑤ 試験に用いる計算機及び付属機器類等ハードウェアの更新、維持、管理
- ⑥ 機器の整備、試験データの整理
- ⑦ 上記各種業務全体の統括及び工程管理

(3) 試験等の実施に係る安全衛生管理

- ① 試験設備、機器類等の点検
- ② 試験設備、機器類等への各種安全措置
- ③ 試験設備、機器類等の状況調査

(4) 上記業務に関連する核燃料物質の移動及び管理に係る業務

- ① 核燃料物質管理及び輸送作業の実施
- ② 核燃料物質管理及び輸送に係る工程及び書類の作成
- ③ 核燃料物質管理及び輸送に係る工程及び書類の管理

(5) 上記業務に関連する情報収集業務

(6) 上記業務に関連する書類作成業務

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に挙げるものとする。

(1) 技術的要件

- ① 試験の工程管理、他施設との調整、試験データの整理、及びマニュアル、報告書、データシートを作成できること。
- ② ワード、エクセル、画像解析ソフト等を用いて文書作成、試験データ解析等を行えること。
- ③ 試験で使用する各種装置を操作、管理等する知見・技術を有すること。
- ④ 試験に必要な機器の購入及び管理を行えること。
- ⑤ 放射性物質、有害物質の取扱いに必要な知識及び技術を有すること。
- ⑥ 各種規格類(ASME、JSME、JIS、等)に関する十分な知識を有すること。
- ⑦ 試験で使用する各種測定機器の業務経験を有すること。
- ⑧ 試験等の実施に係る安全衛生管理に係る知識を有すること。
- ⑨ 放射性物質の移動に関する業務の経験を有すること。
- ⑩ セル内立入作業に必要な知識・技術及び経験を有すること。
- ⑪ マニプレータの操作経験を有すること（マニプレータの構造に関する知識を有すること。）
- ⑫ マニプレータを操作して設備機器、試料等の取扱がされること。
- ⑬ 管理区域において、呼吸用保護具(半面及び全面マスク)を着用し、放射線作業ができるること。
- ⑭ 放射線計測機器の取扱に関する経験を有すること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ・特定の専門知識や経験に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、核物質防護秘密の取扱える及び防護区分Ⅰ・Ⅱ施設の常時立入者に指定できる。

(3) 派遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

4. 組織単位

原子力安全・防災研究所 安全研究センター 燃料安全研究グループ^{*}

5. 就業場所

茨城県那珂郡東海村大字白方 2-4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

安全研究センター 燃料安全研究グループ

TEL: 029-282-6230

研究基盤技術部燃料試験施設全域、第4研究棟全域、廃棄物安全試験施設全域、NSRR 棟全域

安全研究センター安全工学研究棟居室及び実験室、安全研究棟居室及び実験室

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 安全研究センター 燃料安全研究グループ^{*}

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間9時から17時30分まで

(2) 休憩時間12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 人材開発部 副主幹

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)

(5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。

(6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書(機構が定める様式用紙)及び原子力規制委員会告示第一号(平成31年3月1日)に示す公的機関証明書類等(運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し(必要に応じて)、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し)より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕

(7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

(1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約

書別紙に定める費用を当機構が負担する。

- (2) NSRR棟、燃料試験施設、第4研究棟、廃棄物安全試験施設、安全工学研究棟及び安全研究棟に従事している際に、非常事態が発生した場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
- (3) ”研究基盤技術部 NSRR 棟全域”に該当する就業場所で作業を行う場合、作業の安全管理については、NSRR 管理課の指示に従うこと。
- (4) ”燃料試験施設全域”に該当する就業場所で作業を行う場合、作業の安全管理については、研究基盤技術部の指示に従うこと。
- (5) 原子力規制委員会規則第一号(平成 31 年 3 月 1 日)に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出(原子力規制委員会告示第一号(平成 31 年 3 月 1 日))に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類(原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要(不合格となった場合を除く)

以上